

朝日町開発事業指導要綱にかかる手続きについて

以下のとおり手続きについて熟読ください。

◇開発行為事前協議書【様式第2号（第5条関係）】の提出

- 開発行為事前協議書と該当する添付書類を添えて提出してください。
- 提出部数は7部です。
- 押印は不要です。

◇地元協議報告書【様式第1号（第4条関係）】の提出

- 地元関係者（自治区長）と開発行為に関する協議を実施したうえで作成し提出してください。※自治区長の連絡先等は町へお問い合わせください。
- 提出部数は正本1部です。
- 事業者欄の押印は不要ですが、自治区長の確認欄には自治区長印の押印が必要です。
- 協議経過書の回答提出までに提出ください。
- 提出後、内容確認を行い、必要に応じて修正等を指示します。修正等が全て完了し内容が確定しましたらその旨を連絡します。（修正等なければ完了の旨を連絡します。）

◇協議経過書【様式第4号（第5条関係）】の提出

- 開発行為事前協議書を提出後、審査のうえ、協議経過書を町で作成します。作成したのち事業者へ通知を行いますので、これを受けて、協議が必要な関係課と協議を実施し、回答を作成したのち提出ください。回答提出後、内容確認を行い、必要に応じて修正等を指示します。修正等が全て完了し内容が確定しましたらその旨を連絡します。（修正等なければ完了の旨を連絡します。）※この連絡により事前協議が完了したことになります。
- 提出部数は1部です。※データ提出可。
- 押印は不要です。

※地元協議報告書、協議経過書の完了連絡を持って、事前協議完了となります。開発行為許可申請書の提出はその連絡以降でお願いします。

※開発区域内に朝日町以外の公共施設管理者がいる場合はその管理者との事前協議が必要となる場合がありますのでご留意ください。（この場合における事前協議の有無については、三重県へ確認ください。）

◇誓約書の提出

開発行為許可申請書を提出の際に副本（町控分）1部に誓約書（要実印）と印鑑証明の原

本を添付してください。正本と副本（県控分）は写しの添付で構いません。

◇公共施設又は公益施設の帰属又は寄付に関する協定書【様式第6号（第8条関係）】の提出

・町への帰属物件がある場合、開発行為に関する工事の検査済証の発行後、三重県公報にて対象の開発工事完了の公告がなされたら、公共施設又は公益施設の帰属又は寄付に関する協定書を必要な添付書類とともに提出してください。

※添付書類

- ・土地帰属申出書（要実印）・登記原因証明情報及び所有権移転登記承諾書（要実印）
- ・印鑑登録証明書 ・対象の土地の全部事項証明書、公図、地積測量図
- ・位置図（開発行為許可申請に添付のものと同様のもので構いません。）
- ・土地利用計画平面図（開発行為許可申請に添付のものと同様のもので構いません。）
- ・提出部数は1部です。

☆審査等に要する期間の目安

- ・開発行為事前協議書提出後から協議経過書の通知までには約3～4週間かかります。
- ・協議経過書の回答提出後から事前協議の完了連絡までには約2～4週間かかります。
※協議経過書の回答にかかる修正指示等がある場合はそれ以上に期間を要します。
- ・開発行為許可申請書提出後から確認を含め三重県への書類送付には約2～4週間かかります。

※この期間の目安について書類不備等の是正に要する期間は含まれていません。また、申請の内容や混雑具合などによりこれを超えることもあります。

※期間にはゆとりをもって手続きいただきますようお願いします。

※書類審査等については速やかに対応するよう努めています。事業者（事業者に関連する業者等も含む）の都合による早期処理の催促等や過度な進捗確認等は固くご遠慮願います。

以上